

令和2年4月

第4回和光市教育委員会定例会会議録

和光市教育委員会

令和2年第4回和光市教育委員会定例会日程

令和2年4月30日（木曜日）午後1時30分開会

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 教育長の報告

日程第3 付議案件

(1) 議案第11号 和光市立小・中学校地域学校協働本部設置要綱を定めることについて

(2) 議案第12号 和光市地域学校協働活動推進員設置要綱を定めることについて

日程第4 協議報告事項

(1) 第五採択地区協議会規約（案）について

(2) 令和2年度和光市人権教育推進協議会会員及び理事の推薦について

日程第5 その他（教育委員諸報告・事務局報告など）

事務局報告・「和光市教育振興基本計画」関連

出席委員（5名）

教育長	大久保 昭 男
教育長職務代理者	山 田 実
委 員	山 下 玲 子
委 員	村 中 秀 人
委 員	牧 江利子

欠席委員（なし）

議事参与者

教育委員会事務局教育部長	結 城 浩一郎
〃 次長兼教育総務課長	前 島 祐 三
〃 次長兼学校教育課長	佐 藤 真 二
〃 生涯学習課長	茂 呂 あかね
〃 スポーツ青少年課長	高 橋 契 将

傍聴人（なし）

開会 午後 1時30分

○大久保教育長 それでは、開会に当たり、ご挨拶申し上げたいと思います。

新型コロナの感染拡大により、市内小・中学校は、新年度の始業式並びに入学式を行うことができないまま今日が4月の終わりということで、28日には埼玉県内の公立小・中学校の臨時休業を5月末までとする延長要請の通知が発出されています。

この間、学校では、教科書給与、これは本来的には始業式とか入学式において配付するのが望ましいわけですがけれども、4月14日から16日の間に、三密にならない様々な工夫によって実施をしていただいております。

子供たちの精神面であるとか、また学習進度の面からも、今後直面する様々な問題が出てくるのかなと思っております。5月末までだと、本当に子供たち、3か月に及ぶ長期の休業になってしまいますので、そういった課題に具体的に対応していかなければならないのかなと思います。また、できるだけ一日も早い学校再開を願いながら、学校管理職との連携を強化して、適切に対応していきたいと考えております。

なお、臨時休業中の状況等につきましては、これまでの取り組みを含めて、後ほど結城部長、そしてまた学校教育課長のほうから連絡事項の中で報告をしていただきます。

それでは、これより令和2年第4回和光市教育委員会を開会します。

次第に従って、進行してまいります。

◎会議録署名委員の指名について

○大久保教育長 日程第1、会議録署名委員の指名について、署名委員を山田職務代理者にお願ひします。よろしくお願ひします。

○山田委員 はい。

◎教育長の報告

○大久保教育長 次に、日程第2、教育長報告をいたします。

紙ベースでもお配りしてございますけれども、1日には、新採用教職員並びに管理職辞令伝達、市職員辞令交付式、政策メンバーの市長訓辞、学校給食協会辞令交付式、学校給食協会理事会等、全て簡略化して行われました。

2日、教育委員会合同管理職会議を開催しました。この会議の中で、令和2年度につ

いての総合的な施策について各課からお話をさせていただいております。

3日、臨時新型コロナウイルス対策本部会議、それから第9回新型コロナウイルス対策本部会議、そういうふうに臨時であったり、また定例で行っております。また、給食調理員の研修会であるとか、臨時校長会議もこの日に開催しております。

6日は、臨時新型コロナウイルス対策会議、こちらに出席しております。

7日にも臨時で新型コロナウイルス対策会議を行いました。また、市の10回目の新型コロナウイルス対策本部会議、こちらに出席しております。

9日は、定例校長会を開催しました。

10日は、第11回対策本部会議、こちらに出席しております。

13日は、事務の共同実施第1回定例会を開催しました。

14日は、小学校の教科用図書給与、教科用図書給与の法律に基づいて、各学校では給与しなければならないというふうに法の定めがありますので、何とか4月中にということで、先ほど申し上げたような日程で給与させていただきました。その状況を視察してまいりました。

15日には、第12回のコロナ対策本部会議が開催されております。

17日、定例の教頭会議を開催しました。

20日は、校長研究協議会に出席して、コロナ関係での周知を図ってまいりました。

24日は、第13回のコロナ対策本部会議、こちらに出席しております。

28日、臨時で校長会を開催しました。これは埼玉県の通知を受けての方向性ということで周知徹底を図っております。

本日ですけれども、定例教育委員会の後、第14回の対策本部会議がこの後予定されております。

以上でございます。

何かご質問等ありましたらお願いします。よろしいですか。

(発言する者なし)

◎付議案件

○大久保教育長 それでは、次に日程第3、付議案件に移ります。

本日の付議案件は2件になります。議案第11号 和光市立小・中学校地域学校協働本部設置要綱を定めることについて、議案第12号 和光市地域学校協働活動推進員設置要

綱を定めることについて、以上、議案第11号、第12号を一括して上程します。

それでは、初めに、議案第11号 和光市立小・中学校地域学校協働本部設置要綱を定めることについての説明を学校教育課、よろしくお願いします。

○佐藤次長 それでは、議案第11号 和光市立小・中学校地域学校協働本部設置要綱を定めることについて説明をいたします。

資料2を御覧ください。

初めに、資料の訂正をさせていただきます。

所掌事務第3条、(1)、(2)、(2)と続いておりますので、(1)、(2)、(3)、(4)、(5)と訂正をお願いいたします。

本案につきましては、各小・中学校のコミュニティ・スクールの活性化を図るために、第1条の趣旨にありますとおり、和光市立小・中学校において、学校の教育方針・目標に基づき、地域と学校が連携・協働した教育活動を行い、教育活動の充実を図るために、社会教育法第5条第2項の規定により提出するものです。

要点のみ説明いたします。

趣旨、第1条は、今申し上げたとおりです。

定義、第2条、この要綱における用語の意義、(1)地域学校協働活動推進員、(2)地域コーディネーター、(3)地域連携担当につきましては、ここに書いてあるとおりでございます。

所掌事務、第3条、協働本部は、教育活動の充実を図るために、次に掲げる事務を所掌する。(1)学校支援活動に関すること。(2)家庭教育支援活動に関すること。

(3)放課後子ども教室に関すること。(4)地域活動に関すること。(5)前各号に掲げるもののほか、教育委員会が教育活動の充実に必要と認めることでございます。

組織、第4条、協働本部は、構成員4人以内で組織し、(1)地域学校協働活動推進員の職にある者1名、(2)地域コーディネーターの職にある者2名、(3)地域連携担当として適当であると教育委員会が認める者が1名でございます。協働本部には本部長を置くになっております。

会議、第5条、遵守事項、第6条、庶務、第7条、委任、第8条につきましては、書いてあるとおりです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○大久保教育長 ただいま説明がございました。

ご質問等ありましたら、よろしくお願ひします。

(発言する者なし)

○大久保教育長 基本的に地域学校協働本部の設置をしなければならないという法的な根拠というのは特にないんですね。

ただ、社会教育の体制としての位置づけをしていくということで、学校運営協議会と相互に補完し高め合うという、そういう存在としてこの本部が作られていないと、活動のよりどころにならないということなんですね。そういった意味で、この本部の設置をしていくことが非常に機能性を高める意味で重要であるということで、今回、要綱で定めておきたいということです。

どうぞ。

○山田委員 第3条の4番、地域活動に関することとありますが、これはどういったものを指しているのでしょうか。地域でのお祭りとかいろいろな行事なのか、それとも、学校が絡んだ地域の中の行事なのかを。

○佐藤次長 広い意味では地域全体のことです。基本的に、コミュニティ・スクールの運営におきましては、学校に関することを中心としておりますので、そういった趣旨でご理解いただければと思います。

○山田委員 学校が絡んでいる事業ということですか。

○佐藤次長 はい。

○大久保教育長 本部を置くことによって、そこにこの後また推進員とかの課題にいけますけれども、コーディネーターさんを配置することによって、地域と学校の連絡役が当然求められるわけですね。地域の活動に学校がどう参加できるかとか、また地域の方がどう参加できるかとか、そういったものをコーディネートできるような仕組みになります。

ほかにどうですか。

(発言する者なし)

○大久保教育長 ほかになければ、質疑を終結したいと思います。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○大久保教育長 採決します。

議案第11号 和光市立小・中学校地域学校協働本部設置要綱を定めることについては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大久保教育長 異議なしの声がありましたので、異議ないと認め、議案第11号 和光市立小・中学校地域学校協働本部設置要綱を定めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 和光市地域学校協働活動推進員設置要綱を定めることについての説明を学校教育課長、お願いします。

○佐藤次長 それでは、議案第12号 和光市地域学校協働活動推進員設置要綱を定めることについて説明いたします。

資料3を御覧ください。

本案につきましては、先ほどの地域学校協働本部の推進員の活動について、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会教育法第9条の7第1項の規定により提出するものです。

要点のみ説明いたします。

第1条、趣旨については、今述べたとおりです。

第2条、設置につきましては、教育委員会は、和光市立小・中学校の学校区ごとに推進員を設置することができる。

第3条、定数につきましては、各学校区に1名程度を原則とする。

第4条、委嘱については、推進員は、地域における社会的信望が厚く、地域学校協働活動の推進に対する熱意及び優れた識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

第5条、任期につきましては、委嘱を受けた日から2年。

第6条、職務につきましては、そこに書かれたとおり6点となります。

第7条、推進協議会につきましては、必要に応じて推進協議会を開催することができる。内容につきましては、そこに書いてある3点となります。

第8条、守秘義務、第9条、庶務、第10条、委任につきましては、資料を御覧ください。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○大久保教育長 ありがとうございます。

説明終わりましたけれども、何かございましたら、お願いします。

どうぞ。

○山田委員 この人選は、学校区に在住されている方から推薦をしていくということですが

か。それとも、学校区に在住の方に限らず、それ以外も可能なのでしょうか。

○佐藤次長 基本的には地域の方になりますので、学校区内の地域の方で考えております。

○山田委員 はい。

○大久保教育長 現在、コミュニティ・スクール推進員をしていく原動力として、学校応援団、これ埼玉方式なんですけれども、学校応援団というのがあるわけですね。それをどういうふうに置き換えていくかということがすごく大事な点。基本的には学校応援団がありますので、こういう置き換えができるなど。

ただ、あくまでも学校応援団というのは、地域の方が学校にこの分野なら応援できるよという形でやっていますので、もう少し機能的、組織的にしていくため。ですから、この推進員は委嘱になるわけです。つまり法的根拠に基づくわけですね。社会教育法第9条の法的根拠に基づいてコーディネーターの役割をしていただくことになりますので、当然定期的に会合を持って、そういった資質向上であるとか、いろいろなものを高めていくような研修なんかもしていかなければならないというふうに思います。

これが制定されると、非常に機能性は高まりますね。形としては、現在、学校運営協議会の委員さんがおります。そういった方が兼ねることもできるわけです。もちろん別々でいいんですが、やれるよということであれば兼ねていただいて、その連携をとってもらうことも可能ですので、いずれにしても、それなりの識見ということも求められてくると思います。コーディネーター、ファシリテーター的な役割が果たせるようなことも考えていかなければならない。そのために生涯学習課のほうで、これからまた計画していただきながら、そういう人材育成の講座等も考えていく必要があると思っています。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○大久保教育長 それでは、質疑がなければ、質疑を終結させていただきます。

採決します。

議案第12号 和光市地域学校協働活動推進員設置要綱を定めることについては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大久保教育長 異議なしの声がありましたので、異議ないと認め、議案第12号 和光市地域学校協働活動推進員設置要綱を定めることについては、原案のとおり可決されました。

た。

以上で予定した議案は議了しました。ありがとうございました。

次に進みます。

◎協議報告事項

○大久保教育長 日程第4、協議報告事項に移ります。

本日の協議報告事項は2件ございますので、よろしく申し上げます。

それでは、最初に、(1)第五採択地区協議会規約(案)について、学校教育課長より申し上げます。

○佐藤次長 それでは、第五採択地区協議会規約について説明をいたします。

資料4を御覧ください。

教科用図書の採択につきましては、文部科学省より提示された規約例をもとに第五採択地区協議会規約を作成しておりますが、この規約は平成30年4月26日に一部改正し、一昨年度の採択よりこの規約で行っております。

規約については、採択協議会の前に教育委員会で承認を得ることとなっておりますので、昨年、一昨年と変更はありませんが、提案させていただきます。

簡単に説明させていただきます。

第一条、目的、第二条、名称は、そこに書いてあるとおりです。

第三条、協議会を設ける市の教育委員会は、朝霞市、和光市と一緒に第五採択地区となります。

第四条、組織は、委員12人以内をもって組織する。

第五条、委員、委員は、関係市教育委員会の教育長及び委員、関係市の保護者、関係市の教育委員会事務局部課長となります。委員の任期は1年。第3項で、委員は、自己、配偶者若しくは3親等以内の親族の利害に関係のある事件については、その議事に加わることができないとありますので、今年度、朝霞市の教育長、和光市の教育長、お二方もここに該当するということで、お二人はこの会議からは外れる形になります。

第六条、会長、第七条、会長の職務代理、第八条、庶務は、そこに書いてあるとおりでございます。

第九条、会議の招集につきましては、協議会の会議は、会長が招集するというので、今年度は、5月1日に第1回の採択協議会、7月22日に第2回の採択協議会のご案内さ

せていただいております。

第十条、会議の運営、第十一条、教科用図書の選定の方法、第十二条、選定した教科用図書の通知、第十三条、調査員、それから第十四条、協議会の公開及び議事録につきましても変更はありません。書いてあるとおりでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○大久保教育長 ありがとうございます。

それでは、第五採択地区の協議会規約、特に内容が変わったということではないんですけれども、確認のためということでございますので、何かご意見等ございましたらお願いします。

ご質問、ご意見どうぞ。よろしいですか。

(発言する者なし)

○大久保教育長 特にないようであれば、次に移りたいと思います。

(2) 令和2年度和光市人権教育推進協議会会員及び理事の推薦について、生涯学習課長よりお願いします。

○茂呂課長 それでは、令和2年度和光市人権教育推進協議会会員及び理事の推薦について、生涯学習課からご説明させていただきます。

○大久保教育長 資料5ですね。

○茂呂課長 はい、資料5を御覧ください。

令和2年度の和光市人権教育推進協議会の会員3名及び理事1名の推薦をお願いしたいと思います。

任期につきましては、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間となります。

この協議会につきましては、基本的人権を尊重し、和光市における同和問題を初めとした女性や子供、高齢者、障害者、外国人など、様々な人権問題の解決に向けた人権教育の振興を図ることを目的とする協議会となっております。

協議会の開催状況につきましては、会員の方は、総会、研修会、講演会などご出席いただく回数が年に4回程度でございますが、理事の方は、そのほか理事会が2回、さらに会長、副会長を務められますと、人権標語選考会議もご出席いただくこととなります。

なお、本年度につきましては、通常5月、6月に開催しておりました理事会及び総会が書面にて開催の予定となっております。

理事の推薦につきましては、これまでも教育長職務代理者をお願いしていたことから、引き続き山田教育長職務代理者をお願いし、理事以外の教育委員さんにつきましては、会員としてお願いをさせていただけたらと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○大久保教育長 ありがとうございます。

ただいま生涯学習課長のほうから、和光市人権教育推進協議会の理事を山田職務代理者をお願いしたいということでございます。よろしいでしょうか。

○山田委員 はい。

○大久保教育長 ほかの委員さん方は、会員ということでよろしく願いしたいと思えます。

それでは、山田さん、よろしく願いします。

○山田委員 はい。

◎その他

○大久保教育長 次に、日程第5、その他に入ります。

今日は時間がたっぷりございますので、少し教育委員さん方のほうからもいろいろ出していただいて深められればというふうに思っています。

初めに、それでは教育委員さん方のほうから何かございましたらお願いします。

最初に、村中委員さん、何かございましたら、ご教示いただけるとありがたいんですが。

○村中委員 もう少しこの状態が続くと思います。油断しないように気を引き締めてください。以上です。

○大久保教育長 ほかにどうでしょうか。

どうぞ。

○山下委員 学校再開は、今のところ6月1日以降ということになるんでしょうか。

○大久保教育長 学校再開について。

○佐藤次長 はい。再開自体は6月1日からの予定です。

○山下委員 その場合、入学式はどうなるんでしょうか。

○大久保教育長 それは後ほどの事務局報告でさせていただいてよろしいですか。

○山下委員 はい、分かりました。

○大久保教育長 ほかに教育委員さん方のほうからの何かご報告等よろしいですか。

(発言する者なし)

○大久保教育長 特になければ、事務局のほうに移りたいと思います。

事務局のほうから、初めに結城教育部長さんから、これまでの市の取組等について、ちょっと教育委員さん方に共有していただくようお願いしたいと思います。

○結城部長 それでは、現在の和光市としての新型コロナウイルス感染症の対策等、現時点の概況について報告申し上げます。

既に報道等で周知のこととは存じますが、本日4月30日現在で市内在住の罹患者は20名となっております。東京都に隣接している地勢を反映し、行政面積当たりの罹患者は、県内でも高い状況となっております。

市では2月20日以来、新型コロナウイルス対策本部を立ち上げまして、感染リスクの高い各種イベント等の中止をはじめとして、これまで、国の要請及び県の発信する方針を受け、市民生活への影響も配慮しながら、一部の施設を除き、小・中学校の休校を含む共施設等の一時閉鎖などと併せて、行政内組織の感染者の発生に備えた業務継続計画などについて、13回、今日もこれから14回目がございますけれども、13回の対策本部及び、教育委員会等影響の大きい所管による9回の臨時会議で検討してきたところでございます。

過日、県から発表された方針に基づいて、教育委員会の各機関同様、5月6日以降の各施設の休館・閉鎖につきましては、引き続き、5月末日まで延長されるものと思われまます。この後、15時から第14回対策本部が開かれますので、そこで正式決定される予定でございます。

自粛して開園しておりました保育園及び学童クラブについては、自粛要請の効果もあり、保育園の登園率が20%、学童クラブは17%に減少してございます。感染リスクの高い密集は回避されている状況ではございますが、保育園につきましては、各地でクラスター発生事例が散見されることから、4月27日から5月6日までの間について、医療関係者が保護者であるなど、テレワーク等の在宅勤務が困難なケースを例外として、原則、休園措置をとっております。この休園措置によって、保育園に登園する園児については200名程度になったと聞いております。休園措置についても、ほかの施設同様、5月末日までの措置が継続されるものと思われまます。

また、感染予防につきましては、防災行政無線などで、三密の回避や外出自粛の要請

を市民の皆様をお願いしているところでありますが、新たなフェーズとして、感染症予防対策や自粛に伴う経済活動の停滞、麻痺により著しく経済状況が悪化している状況に対する事業者支援についても、国や県の取り組みに加えて、市として独自の支援策を実施すべく、いち早く補正予算を専決で調製しております。具体的には、乳幼児健診の集団健診が休止しておりますので、これを個別健診へ移行すること、それと業者への利子補給の上乗せ、また、生活困窮者に対する住宅扶助の強化など、国の施策に合わせて補正予算を急遽専決で組んでおります。それから、公租公課、つまり税ですとか水道料金などについても、徴収猶予の延期について決定することとなっております。これについては、具体的に本日の会議で決定されて公表されるものです。

このほか、自粛継続によるストレスを原因としたDV被害防止、それから生活困窮や事業者の融資相談などについて幅広く対応できるよう、特別定額給付金の際に設置されるコールセンターをより汎用性の高いものにするこゝで、総合的な相談窓口と合わせて機能させるというようなことを考えております。

それから、市として、今後、医療従事者の健康管理のための支援策など、今現在、市職員に様々なアイデアを募って、さらに効果的な施策が展開できるよう検討を進めている状況でございます。

市の取り組みとしては以上でございます。

これから具体的な施策等が出てくるものと思いますので、この後の15時から会議が開かれますので、そこで決定して、広く市民に周知していただくということになりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○大久保教育長 ありがとうございます。

続いて、各課よりよろしくお願い致します。

最初に、学校教育課。

○佐藤次長 では、学校の新型コロナウイルスに係る対応について説明いたします。

まず、これまでの状況ですけれども、昨年度、3月3日から3月26日まで臨時休業で、その後、4月8日からの再開予定でしたが、その直前の緊急事態宣言の発令により、5月6日まで延長ということで今日まで進めてまいりました。当初は、入学式は簡素化して実施できればと考えていましたが、緊急事態宣言ということで延期という対応をしました。

それから、4月中は分散登校日や受け入れ、校庭開放も一切行いませんでした。ただ、一度、教科書給付と課題の提供のために、児童・生徒、または保護者に学校に来てもらいました。学校は児童・生徒の健康観察や状況把握のために、電話連絡や面談等を必要に応じて実施をしております。

教職員の勤務については、感染拡大を防止する観点から、本人、家族ともに風邪等の症状がある場合や、子供の世話が必要な場合の特別休暇に加え、4月15日からは自宅勤務や時差出勤なども計画的に行っているところがございます。

県や市主催の会議や研修については、必要最低限のものとして、ほとんどが延期、または中止の対応をしております。現在はオンラインでの会議の環境を整えておりますので、ゴールデンウイーク明けからは、小・中学校12校と市教委をつないで、必要に応じて会議を実施する予定でいます。

それから、給食については、3月、4月分の発注に伴うキャンセル料が多額になってきていることから、5月に関しては、再開されても、2週間は御飯とみそ汁のみの簡易給食で、おかずは持参してもらうということで進めてきておりました。

今後の学校再開につきましては、4月27日に県知事から5月31日まで臨時休業延長の要請がありましたので、それを受けて本市でも同様の措置をすることで、本日付で学校に通知、それから今日の正午の段階で市のホームページにも掲載いたしました。校長に指示させていただいたのは7点です。簡単に申し上げます。

1点目は、入学式の取扱いについて、延期という判断もありましたが、新入生にとっての入学式は、学校への所属意識を高める上で欠かせないということで、さらなる延期措置ではなく、5月11日から15日の間に、三密に十分配慮した上で、さらに学級ごとの単位で、入学式に準じた学級開きを実施する予定です。ただし、保護者の判断で来校されない方もいるかもしれませんが、そこに関しましては、十分配慮するように指示しております。

2点目は、在校生の登校については、同じく5月11日から15日の期間中に課題の配付健康観察も含め、児童・生徒、または保護者に来校していただく機会を設けます。分散登校日等については、状況がこのままですと、なかなか集めることも難しいので、18日以降、今後の感染状況を踏まえて、できるかどうかも含めて判断していきたいと思っております。

3点目は、家庭学習支援について、前回、3週間分ですか、課題プリントの提供はし

ましたが、あくまで一方的な提供で、内容の確認はできていません。現在、各家庭のネット環境に応じたデジタル授業等の取組みができないかということで、各家庭のネット環境の調査を行うとともに、学校と家庭で双方向のやりとりができるようなコミュニケーションツールの整備を図っているところです。一昨日、校長の研修を行い、本日は教頭と情報担当の研修を行い、使用ができるかどうかを含めて検討しているところでございます。

4点目は、心のケア等について、現在、家にいるためストレスを抱えていたり、あるいは虐待も増える可能性もあるということで、心配なことがあれば、各学校の先生だけでなく、和光市教育支援センターの相談室も含めて、相談の体制の整備を改めて学校のほうには指示いたしました。

5点目は、中学校の部活は、当面実施できない。

6点目は、学校再開については、あくまで現時点の予定ですがけれども、6月1日月曜日が始業式、2日からは通常日課、給食あり、ただし、先ほど申し上げたとおり簡易給食を2週間ほどさせてもらう予定でおります。給食食材を全部発注してしまうと、また延びた場合等々、キャンセル料の関係もございますので、そういった措置を考えております。

最後、7点目が、ゴールデンウィーク期間中も含め、不要不急の外出は避けるように改めてお願いするという。今の7点ほどの通知をさせていただきました。

以上でございます。

○大久保教育長 今、学校教育課長からも報告ございましたけれども、何かご質問等ありましたら。

(発言する者なし)

○大久保教育長 いかがでしょう。ないですか。

どうぞ。

○牧委員 早くに市のホームページに報告されているので、市外の知り合いとか県外の知り合いから、和光市を見てよと言って、和光市のホームページを見ると、情報が早いねと。給食にしても、5月7日から再開されたらということであったので、そういうような状況も今後も載せていただければ、先の見通しがつかないので、保護者としては、「たれば」でも分かっていると安心するというのがあるので、引き続きホームページでもお願いしたいです。

○大久保教育長 ありがとうございます。

どうぞ。

○山下委員 学校によって濃淡あるのかなと思うんですけれども、息子も今度、中学生ということで入学式待ちなんです、学校から和光市の学校運営を含めたものが一切メール等がないので、ちょっと大丈夫かなという気は、先生方もお忙しいのは分かっているんですけれども、担任の先生のお顔も知らないし、お声も聞いたことがないという状態なので、恐らく電話連絡されているということだったんですが、在宅をほぼしていますので、少なくとも誰かがいる状態なので、ちょっと学校によって対応にばらつきがあるのではないかと。

○大久保教育長 どうぞ。

○佐藤次長 おっしゃるとおりで、こちらも学校のホームページはほぼ毎日確認しています。一昨日、臨時校長会をやり、各学校の状況を確認いたしました。そういった中で、できるだけ差が生じないように、ネット環境の整備も含めてしているところがございますので、その辺ご理解いただきたいなというふうに思います。差が生じないように改善してまいりたいと思います。

○大久保教育長 どちらかという、中学校のほうは情報発信が余りないかなという印象を受けています。

○山下委員 ないです。

○大久保教育長 小学校のほうは、けっこう動画配信したりしているので、かといって、中学校の先生さぼっているわけじゃないんでしょうけれども、課題作りなんか一生懸命やっていますので、どういうふうに配信するかというところでの課題があるというふうに思います。今、佐藤次長がおっしゃったようなところで改善を図っていくよう指示をしていますので、もう少し待っていただければと思います。

○山下委員 はい。

○大久保教育長 どうぞ。

○山田委員 既に2か月たっているわけで、そこら辺、やはりさっきお話があった心のケアとか、そういう面でも、もう既にどんどん進めていなければいけないことだと思うんですね。学校とつながっていること、子供たちは先生方とつながっていることが安心感に触れられると思いますので、そこは今後十分にそのやりとりを密にしていきたいなと思いますね。

○佐藤次長 そういふ点では、先ほど述べましたコミュニケーションツールについては、学校からの一方的な発信ではなくて、双方向のやりとりができるようなことは考えております。もうちょっと早くできればよかったですけど、家庭のネット環境も一律ではない部分もございましたので、後手になった部分もありますけれども、早急に進めていきたいと思っています。

○大久保教育長 どうぞ。

○山田委員 今後、4月から9月に入学式を移していくとか、そういう話が出てきて、それはまだ……

○大久保教育長 ないですね。

○山田委員 でも、そういうこともあり得るといふ予想の中で、今、本当に忙しい時期だと思いますが、それをやはりどこかで進めていく、そういった可能性があるのであれば、それに対して進めていく必要はあるかなと思ふんですね。

○佐藤次長 5月7日再開として授業時数等考えたときに、1学期の終業式は8月7日金曜日、2学期の始業式が8月24日月曜日ぐらいの再開でないと、授業時数を確保するのは難しいと考えております。この後、さらに1か月となると、今後どういふ指針が出てくるのか。今、9月入学の話や小1、小6、中3を優先してなど、いろいろな案も出てきているので、現段階で見通しが立たない部分があります。

○大久保教育長 失った時間というのは戻ってこないんですね。どうやりくりするかというところで計算はしているんですね。ただ、夏休み全部使えるかというのと、これまた大きな課題になってしまうなど。

一方では、土曜授業というのものもあるんですよ。ただ、これは土曜授業、簡単ではない。労基法上の問題もあるし、勤務時間条例等の課題も出てくるんですね。ですから、土曜日にやれば、当然教師は勤務ではないわけですから、それ勤務させるわけですから、どこかで振り替えなきゃいけない。ところが、夏休みが40日あるんだったら、そこで振り替えできるわけですが、今回は夏休みを使うわけですから、土曜日にやった振り替えも全くできなくなっちゃうんですね。そういう課題があつて、なかなか土曜授業には踏み込めない。

一方で、今、次長からもあつたように、9月入学などの話、これもまた大変なことなんですよ。制度的なものですからね。特に法的には学校教育法の第17条であるとか、施行規則の59条をまず改正しなければできない話ですので、残された日程でそんなことは

簡単にできることではないな。ただ、検討していく余地はあるんだろうなというふうに思います。

いずれにしても、5月いっぱいまで休業が続いて、6月再開できたとして、プラス50時間ぐらい時数が重なっちゃうんですね。約200時間ぐらいなるのかなと思うんですけども、それをどうしていくのかというところは、今検討していかないと間に合わないの。学校でもこれは、埼玉県であるとか、文科省関係なく、自治体が考えないといけない課題なので、学校現場と連携しながら考えていきたいなと、どのくらい夏休み使えるか。

○山田委員 土日はあれなんですけれども、国民の休日……

○大久保教育長 祝日法でそれはできないんですね。祝日というのは、その日が祝日なので、そこにあったら、その祝日を振り替えるということとはできないんです。そういう難しさはあるんですよ。

○山田委員 こういう異常な事態ですから、何か思い切ったことをやらなければ……

○大久保教育長 全て法的な根拠があって行われているので、国がその辺きちっとやってくれば問題ないので、和光市だけ勝手に決めるというのでは済まないんですね。

やはり一番、私なんか望むのは、年間計画で教えるべき内容は決まっているわけですよ。その中からこの単元だけは未修でいいですよ。これやってもらったらいいわけです。つまり、ほかは教えなくていいですよ、学習指導要領というのは、この部分は、もう時間的にできないんだから、これはもうやらなくていい。やらなくていいということは、入試にも出ないということですよ。そういう措置をとってくれたら、こうした予測不能の混沌とした中で子供たちに授業をする必要はなくなる。ですから、2つ単元ぐらいカットしてもらったら、すごく楽になるんだけれども、まだそういう案は出ていないね。一番手っ取り早いのはそれです。子供たちに迷惑かからない。これは大学入試制度から全部下りてこないと難しいです。大学入試に出されては困るわけであって……

○山下委員 問題は、やはり浪人生がいるので、結局、どこまで、高校3年生はこう、浪人生はこうというので、圧倒的に浪人が多い状態になりますし、なかなか範囲を狭めて公平性というわけにはいかないというところがあるので、ちょっとしっかり連携と法と教育を分けて考えて。中学生のスポーツ大会がなくなることによって、推薦入試であるとか、そういった部分も非常に困っているというのはあると思うので、そのあたりの件は、つまり本人たちの内申であるとか、例えば期末試験ができなかった場合の内申はど

うなるのかとか、そういったようなことも、県と中学校と連携して、どういうふうに扱っていくのかというのを決めていかないと、ちょっと中学生も大変だなと思います。

○大久保教育長 そうですね。

○山田委員 非常事態宣言が地域によって解除される可能性があります。県によって解除されていくとか、最終的に東京が残るとかという可能性もあります。そうした場合に、子供たちの差が恐らく出てきてしまう事態の状況をどう……

○大久保教育長 基本的に今、臨時休業なんですね。臨時休業だから、先生方は勤務なんです。臨時休校と臨時休業は違うわけです。そうすると、子供たちはその間は一切授業ができていないわけですから、当然授業日数にもカウントされませんよね。分散登校したときにはどうするかというのは、また別問題でね。そうすると、やはり授業を進めることができていないわけです、全く。一方通行で確かに課題を出したとしても、つまり、一人一人の子供たちが、対面であれば、顔色見ながら、この子は分かっているとか、分かっているかないかというのを判断しながら先生方は対応するわけだけれども、それが一切できないわけですね。

戻ってきたプリントを見て丸つけはできますけれども、それだって、本当にその子が分かっているのかどうかということは、そこは分からないですね。そういうことで、なかなか時数カウントもできないし、かといって、クラスも開いていない中で新しい教科書、4月から本来使わなければいけないんだけど、教科書を使って、先に授業は進められない、プリントだけではね。そういうジレンマとの戦いの中で、どういう方法で子供たちの様子が把握できるか、そういったところでの先ほどの話になるんです。何とかつなぎたいなと思います。子供と学校の担任のつながりをつくりたいです。

何かありますか。次長、いいですか。

ほかによろしいですか。

(発言する者なし)

○大久保教育長 いろいろ情報を集めながら、和光としての対策というのは、もっともって考えていかなければいけないというふうに思っていますので。

○山田委員 あとほかからの情報も、いろいろな取り組みを各市がされていると思うので。

○大久保教育長 そうですね。

○山田委員 情報をキャッチして生かせるところは生かして。

○大久保教育長 これも和光市内でも地域環境違うので、今ちょうど調査していて、大体

ネット環境的には97%ぐらいは何とかつながりそうなんですよ、保護者のスマホであるとかパソコンであるとか。ですから、97%、結構高いなと思うんですけども、さいたま市でもそのぐらいですから。そういう中でどういうつなぎ方ができるのか。あと3%はどうするのかというのは、これは家庭にネット環境がなければ、その子は学校に来てもらって、学校にパソコン何台もありますからね。そこで家庭にいると同じように取り組んで、そういう指示はしているんです。

いずれにしても、今、日本国中こういった状況の中で、本当に双方向でオンラインにつながってやっているなんていうところは、文科省の調査結果が出ていますけれども、たった5%なんです。ですから、そういう数値の中で、和光市が何ができるかということなので、いろいろな方向性があったら進めていきたいというふうに思っています。

あとよろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○大久保教育長 次に、生涯学習課のほうから。

○茂呂課長 それでは、生涯学習課の事業につきましては、先ほど部長のほうからご説明のとおりではありますが、子ども教室につきましても引き続き中止とさせていただいております。

また、わこうっこクラブにつきましては、ボランティアの協力によるわこうっこクラブは、現在中止となっております。

今後のわこうっこクラブにつきましては、学校の再開が決定し、ボランティアの皆様の調整ができた段階で、開設についてホームページ等で周知をしてみたいと考えております。

また、図書館、公民館につきましては、現在休館となっております。先ほど部長からもご説明いたしましたが、今後も休館の延長が予想されている状況となっております。

以上です。

○大久保教育長 ありがとうございます。

続いて、スポーツ青少年課。

○高橋課長 スポーツ青少年課の高橋です。よろしくお願いいたします。4月から着任いたしました。

運動施設である、総合体育館、南運動場、荒川運動場施設、スポーツアイランドは現在休業中となっておりますが、今後、一部の開園を計画しております。国及び県におけ

る緊急事態宣言解除があった場合には、市の新型コロナウイルス対策本部会議の検討結果により、運動施設の停止延長又は解除について調整してまいります。

また、今日実施されます新型コロナウイルス対策本部会議では施設休業が延長されることは間違いなく決定すると思いますが、まずは、運動施設や公園等利用で市民や子供たちの安全措置がとれない限りは、運動施設の利用再開はしない予定です。

また、学校も現在、開校しておりませんので、学校の開放施設も同様に学校運営や安全措置が図られない限りは学校体育施設開放を行わない事になります。安全確認ができ次第対応させていただきたいと考えており、まずは皆様の安全を確保していきたいと考えております。

以上です。

○大久保教育長 ありがとうございます。

最後に、教育総務課長、前島次長、お願いします。

○前島次長 教育委員会事務局次長、前島でございます。

私のほうからは、和光市教育振興基本計画策定についてご説明したいと思います。

お手元の資料6を御覧ください。

この教育振興基本計画につきましては、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、地方公共団体が策定する教育振興のための施策に関する基本的な計画とされております。

本計画は、和光市における教育の基本理念や目指すべき方向性を示し、教育に関する施策を総合的、体系的にまとめ、それを推進していくことを目的として定め、市の最上位計画である総合振興計画とも整合性を図りながら策定してまいりたいと考えております。なお、計画期間は5年間といたします。

策定に当たっては、教育委員会総合教育会議において、委員の皆様からいろいろとご意見をいただきたいと思っております。

参考資料でお手元にお示ししておりますが、現在、規則と要綱を定める手続を進めております策定委員会と庁内検討委員会において協議を重ね、意見を集約しながら策定作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、スケジュール（案）についてご説明申し上げます。

A3横の印刷されたスケジュールと、A4縦のスケジュール（案）の中身は同じものが書かれておりますので、A3のほうの大きい、カラーで印刷されたものを御覧ください。

昨今の新型コロナウイルスの感染拡大状況によって、皆様におかれましても、我々行政運営におきましても、なかなか先が見えない状況でございます。このような状況下でするので、こちらのスケジュール（案）に示したとおり、会議体の実施におきましては不透明な部分もございます。

ただ、おおむねこのスケジュール（案）に示したとおり進めていきたいと考えておりますので、その点をご承知おきいただければと思います。

さらに、このスケジュール（案）では、まず本日、4月30日の定例教育委員会、下のほうにあります。計画策定のキック・オフとして、計画の概要とスケジュールについてただいまお示ししているところでございます。

来月の定例教育委員会、総合教育会議での課題の整理や方向性について、皆さんからご意見をいただきながら、計画の方向性を定めてまいりたいと考えております。

アンケート調査等も並行しながら、検討委員会等で内容をもんでいき、8月の定例教育委員会で中間報告を行いたいと考えております。

11月ぐらいまでに、パブリックコメントに示す計画の素案を完成して、それで12月から1月ぐらいにパブリックコメントを実施して、そこでいただいた意見を参考に、必要な修正を施した上で、2月頃に最終案を策定させ、決裁していこうと予定しております。

そして、3月までには議会にも報告して、来年度の令和3年4月1日から計画の運用を開始したいと考えております。

私のほうからは以上でございます。

○大久保教育長 ありがとうございます。

今、前島次長のほうから、和光市教育振興基本計画の策定についてということで説明がございました。

来月の定例では、規則並びに設置要綱等についてもご審議をいただく予定になっておりますので、よろしく申し上げます。

この振興基本計画については、策定することによって和光市の教育行政のあり方というものを具体的に5年間というスパンの中でどこを目指していくというのが示せるのかなというふうに思っていますので、なかなか限られた時間ですけれども、進めていきたいと思っております。

いろいろとこれから教育委員さん方のお知恵をおかりしながら、この作成を推進できればと思っております。よろしく申し上げます。

この件に関して何か聞いておきたいことがございましたら。

いかがでしょう。よろしいですか。

どうぞ。

○山田委員 これによってこの取組の中で全体目標とかそういうものが出てくるわけですね。

○大久保教育長 はい。

○山田委員 やはり予算化もスムーズに行くようになるのでしょうか。これは連携というか、そういうのはどうなんですか。

○前島次長 各施策等については、計画の中に盛り込んでいって、そのとおりに進めていくということで運用していくわけですが、そのまま予算に全てが反映されるかどうかというのは、これまで例えば最上位計画の総合振興計画もありますけれども、全て計画どおりに進むことばかりではありませんので、ただ、それになるべく合わせているように進めていくというのが計画を定める趣旨でございますので、そのようにやっていければというふうに考えております。

○山田委員 はい。

○大久保教育長 他にいかがでしょう。

(発言する者なし)

○大久保教育長 特になければ、次に、日程等について前島次長、お願いします。

○前島次長 それでは、次の定例教育委員会につきましては、5月28日木曜日、9時半から402号で予定しております。この日は、定例会終了後、引き続き総合教育会議も開催いたしますので、委員の皆様、よろしく願いいたします。

○大久保教育長 総合教育会議は何時でしたか。

○前島次長 11時予定です。

○大久保教育長 ですから、9時半から10時半くらいまで定例をやって、その後、総合教育会議ということでお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○大久保教育長 それでは、以上をもちまして第4回の定例教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午後 2時37分

第4回定例会会議録署名者

教 育 長

会議録署名委員